

制度の注意点をお知らせします

平成23年分所得税確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得も20万円以下である場合には、確定申告が不要となる制度が創設されています。年金を受給されている多くの方々にとって、負担となっていた確定申告手続きが不要となりましたが、この制度には次のような注意点がありません。

- ①『確定申告が不要になる』という事は、所得税が非課税になることではありません。『確定申告をする』と、追加で支払うべき所得税額が発生する場合でも、申告をする必要がない』という意味です。
- ②生命保険料控除や医療費控除などにより、所得税の還付を希望される場合は、確定申告をする必要があります。
- ③公的年金等以外の所得がある方は、その所得金額が20万円以下であっても市民税・県民税(以下「個人住民税」といいます)の申告が必要です。(合計所得金額が28万円以下は除く)
- ④確定申告をしない場合は、年金支払者から加東市に送付される公的年金等支払報告書などの課税資料のみで個人住民税の額を決定します。したがって、下表に該当される方は確定申告の時期(平成28年2月16日から3月15日まで)に個人住民税の申告をしていただきますようお願いいたします。個人住民税の申告をしなければ、控除の生かされず、個人住民税の税額が増えるという場合がございます。

年齢	公的年金等収入金額合計	個人住民税の申告が必要なケース
65歳未満の方 (昭和26年1月2日以後に生まれた方)	98万円を超え 103万円以下	公的年金等の源泉徴収票に、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合。
	103万円を超える	公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除の内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合。
65歳以上の方 (昭和26年1月1日以前に生まれた方)	148万円を超え 153万円以下	公的年金等の源泉徴収票に、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合。
	153万円を超える	公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除の内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合。

所得税・住民税の申告相談は、加東市庁舎で行います。

相談日程については、広報かとう2月号でお知らせします。

問い合わせ 総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396



『冬の節電対策』にご協力を!

平日9時~21時
(3月31日(木)まで)



●湿度計をつけて室温を管理しましょう。室温は20度が目安です。

●扇風機やサーキュレーター等で部屋の暖気を循環させましょう。

●電化製品は本体の主電源を切りましょう。
●不要な照明をできるだけ消しましょう。

みなさまのご理解とご協力をお願いします。

インターネット公売のお知らせ

市税滞納処分で差し押さえた財産を、次のとおりインターネットを利用して公売します。

公売物件確認

①インターネット

<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/> から詳細を確認いただけます。

②市役所広報板

公売公告を掲示します。

申込方法

上記ホームページアドレスからお申し込みください。

参加申込期間

1月7日(木)13時から1月22日(金)23時まで

入札期間

1月29日(金)13時から1月31日(日)23時まで

買受代金納付期限

2月8日(月)14時30分

下見会

日時 1月7日(木)13時~16時

場所 市役所エントランスホール

※公売物件や参加資格などの詳細は、市ホームページでも確認いただけます。

<1月7日(木)13時から>

問い合わせ

総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396



平成28年度 償却資産の申告について

償却資産とは、工場・店舗・アパートなどを経営している法人や個人が、その事業の経費に算入することができる機械・器具・備品・設備などです。

償却資産を所有している方は、12月にお届けしている償却資産申告書を2月1日(月)までに提出してください。お手元に申告書がない場合は、税務課資産税係までお問い合わせください。『eLTAX』による申告もご利用いただけます。

滅失家屋の届出について

固定資産税は、毎年1月1日現在の不動産の所有者に課税します。家屋の取り壊しには市でも把握に努めていますが、より確実に適正な課税のためにも、平成27年中に家屋を取り壊された場合は、税務課資産税係まで届出をお願いします。

問い合わせ

総務部税務課(庁舎1階) ☎43-0396



※20歳になられた時点で、厚生年金保険や共済組合に加入、または、厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者に扶養されている方は、国民年金への加入手続きは不要です。

20歳の誕生日の前月に、日本年金機構から手続きに必要な書類が届きます。届いた書類に必要な事項を記入し、保険・医療課に提出してください。市外にお住まいの方は、お住まいの自治体の役所で手続きできます。手続きは、誕生日の前日から14日以内に済ませてください。

20歳になったら国民年金

20歳になった方は、国民年金への加入手続きが必要です。日本国内に住む20歳以上60歳未満の方には、国民年金に加入することが義務付けられています。国民年金は、年をとったときや、病気やケガなど、いざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

保険料の納付

国民年金への加入後は、保険料を毎月支払わなければなりません。保険料を前払い(前納)すると保険料が割引になる制度もあります。保険料を支払わないまま放置すると、年金を受け取ることが出来なくなる場合があります。保険料は期限までに必ずお支払いください。

所得が少ないなどで、保険料の支払いが難しい場合、保険料の免除や納付猶予を申請することもできます。

学生の方は、学生納付特例制度を利用できます。国民年金の加入手続きと合わせて申請してください。

問い合わせ

市民生活部保険・医療課(庁舎1階) ☎43-0501

